



(公財) 茨城県開発公社 産業用地等買取制度とは？

◆事業の目的

茨城県開発公社では、既に分譲されたが利活用されていない産業用地等を買取り、新たな企業の立地を図ることで雇用機会の創出・確保、人口の定住化促進により茨城県及び地域経済の発展・活性化を目的に事業を実施しております。

・茨城県
・各市町村
に情報提供し、
幅広く情報収集
に努める。

◆(公財) 茨城県開発公社とは

茨城県開発公社は、県内で工業団地の開発造成・分譲(2,701haの工業団地を開発し、369社の企業へ分譲)を行っている県出資の公益財団法人であり、県と一体的に企業誘致業務を実施している唯一の機関です。

◆事業のスキーム

①予約契約の締結

※分譲先の企業を探す。

②土地売買契約の締結

※分譲先が決定した後、買取る。

買取希望企業

(土地所有企業)

Aという土地を
処分したい！

不動産会社
金融機関
へ処分先の
紹介を依頼

茨城県開発公社

Aという土地を購入したい
企業を探し、分譲する

③譲渡契約の締結

※分譲先については、開発公社の分譲手順に従い、分譲先企業の審査した後、分譲を決定する。

譲渡希望企業

Aという土地を
購入したい！

◆開発公社が土地を買取った後、譲渡先企業へ分譲する際、開発公社が下記工事等を実施します。

- ・緑地等の植栽工事
- ・区画を形成する整地工事
- ・排水管等の埋設管等設置工事

工業団地という特殊な土地の処分・分譲については、豊富な実績のある茨城県開発公社にお任せを！